

長久手市環境審議会設置規則

令和3年 月 日
規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市環境基本条例（平成12年長久手町条例第16号）第13条の規定に基づき、長久手市環境審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べる。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要事項
- (2) 環境基本計画を策定及び変更するときの意見に関する事項
- (3) 環境調査等の結果に関する事項
- (4) その他環境の保全及び創造に関して、市長から意見を求められた事項

(委員)

第3条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題について識見を有する者の中から、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱又は再任を妨げるものではない。

- 2 任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行う。

(役員)

第5条 審議会に、会長と副会長を1人ずつ置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、審議会をまとめ、会議の議長となる。
- 3 副会長は、委員の互選によって定め、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。
- 5 委員及び事務局が前項の方法による場合には第6条第2号の出席とみなす。
- 6 会長が会議の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、くらし文化部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)抄

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第33号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第24号)

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第 号)

この規則は、令和3年 月 日から施行する。